

第2章 財産に関する記載が争われたもの

1 不明確・多義的な記載

[29] 「青桐の木より南方地所はXニニ譲ル」という記載が特定土地の遺贈の趣旨であるとされた事例
(東京地判平3・9・13判時1426・105)

事実関係

| | |
|------------|---|
| 昭和32年 | Aの二男がAの所有土地(8)(9)（本件土地）上に建物を建築して転居した。 |
| 昭和33年 | Aも地図きの(10)土地上に建物（本件建物）を建築して転居した。 |
| 昭和41年 | Aは土地を何筆も購入していたが、妻が死亡し、長男X及び二男にその一部を贈与した。その際、本件土地を分筆登記した。 |
| 昭和54年1~3月 | Aが入院した。 退院後は本件建物で一人で居住していた。 |
| 昭和54年5月23日 | Aが死亡した。相続人は長男X及び二男である。なお、二男はその後死亡し、その相続人らが本訴の被告Yらとなった。 |
| 昭和57年1月 | Xの申立てにより家裁がAの遺言書（本件遺言書）の検認をした。 その内容は、「青桐の木より南方地所はXニニ譲ル」というもので、目付の記載は「昭和五拾四拾年一月參拾壹日」とされていた。 |
| 備考 | Xは他の相続人に対し、主的に遺贈を、予備的に死因贈与を原因として4筆の土地が上記遺言に記載された土地に該当するとして所有権移転登記手続を求めた。これに対し、Yらは、本件遺言は土地の特 |

[52] 「駐車場に使用中の場所を相続するものとする」との遺言の対象が駐輪場として使用されていた土地を含むと解された事例 (東京地判令2・9・18 (令元(ワ)26556))

事実関係

| | |
|-----------|--|
| 昭和32年4月4日 | Aは、東京都足立区○番○土地について所有権移転登記を経た。 |
| 昭和61年3月 | Aは、上記土地の仮換地として甲・乙土地を指定された。 Aは甲土地上に共同住宅（以下「本件共同住宅」という。）を建築し、登記を経た。 本件共同住宅は、甲土地の南側に建っていた。 |
| 平成5年 | 甲土地北側は、平成5年頃から本件共同住宅の居住者の駐車場として使用されるようになった。 Y ₃ は、Aから甲土地北側部分のうち、乙土地に隣接する部分に自動車一台分の土地を賃借し、自家用車の駐車場として使用するようになった（以下「Y ₃ 使用部分」という。）。 |

定を欠くなどから無効であるとして本件遺言の無効確認を求めた。

争点 本件遺言の記載により対象土地の特定が可能か

Xは、本件遺言文言により遺贈対象土地は特定できると主張した。
Yらは、同文言の表現では土地の範囲を示すものとしては無意味であると主張した。

裁判所の判断

従前のAの意向や土地の現況、占有状況等によれば、対象土地を特定することができる。

(判決の要旨)

- 1 遺言書を解釈するに当たっては、単にその記載のみから形式的に解釈するのではなく、作成当時の事情、遺言者の置かれていた状況などを考慮して、その真意を探究してその趣旨を確定すべきである。
- 2 Aは、従来、長男と二男に財産を均等に残そうと考えていた。
- 3 Aは、本件建物内の生活のプライバシーを考慮して土地上に金網付きのフェンスを設置したが、その後も土地の利用状況に変化がなかった。
- 4 青桐の木は地番の境界に植えられているのではなく、土地の特定は地番によるものではなく、現実に存在するものをもってされるべきである。

コメント

本件遺言文言だけでは、相続させる対象土地の地番や地積の記載がなく特定されていない。また、対象土地は「駐車場」とされているが、本件遺言作成時は、駐輪場として使用されていた土地を含んでいた。しかし、裁判所は、従前の土地使用の経緯、甲4の遺言書（これ自体は無効であるが）の記載とも併せて、本件遺言文言を合理的に解釈すれば、対象土地範囲を特定できると解したものである。そして、同土地範囲が実際は駐輪場として使用されていたことは、駐輪場が自動車の駐車場と明確に区別されていたものでもないことなどから、土地を特定する妨げとはならないとしたものである。遺言文言ができるだけ有効となるように解釈することを基本として、事実関係を総合的に考慮することの重要性を示した事例であるといえる。

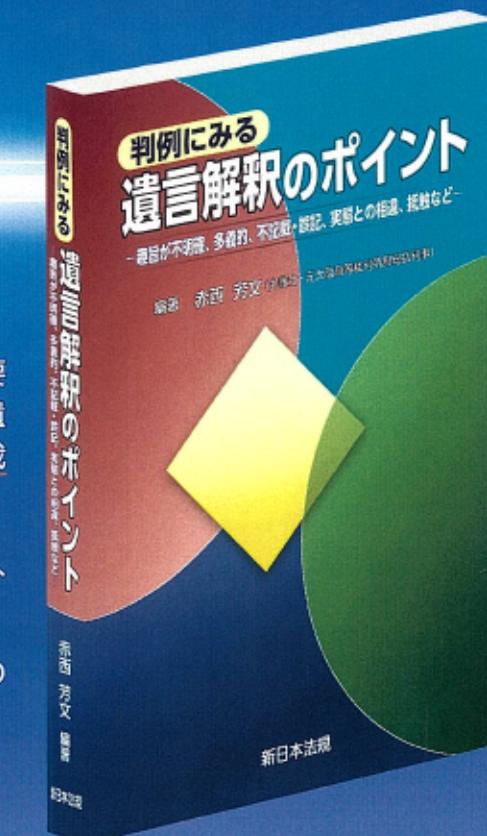
<参考判例>

- 「○〇に後を繼がすことはできないから離縁をしたい」との文言及び「後相続はAにさせんつもりなり」「一切の財産はAにゆずる」との文言の趣旨が争われたが、裁判所は、意思表示の内容は当事者の真意を合理的に探究し、できる限り適法有効なものとして解釈すべきであり、前者は相続人廃除の趣旨であり、後者は追贈の趣旨として解釈され不明確とはいえないとされた事例（最判昭30・5・10民集9・6・657）
○遺言解釈に当たっては、遺言書の意思を尊重して、合理的にその趣旨を解釈すべきであるが、可能な限りこれを有効となるように解釈すること

遺言解釈のポイント

—趣旨が不明確、多義的、不記載・誤記、実態との相違、抵触など—

編著 赤西 芳文 (弁護士・元大阪高等裁判所部総括判事)



■ 遺言解釈が争点となった裁判例から重要なものを5つの類型に分類・整理し、遺言の記載内容に対する裁判所の判断や裁判例の意義、特徴等を解説しています。

■ 遺言解釈のポイントを理解することにより、適切な遺言書作成に役立ちます。

■ 元大阪高等裁判所部総括判事が裁判官の目線で編集しています。

A5判・総頁336頁
定価 4,620円(本体4,200円)
送料460円
ISBN978-4-7882-9220-8

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigo@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!
《電子版》
定価 4,180円(本体3,800円)

掲載内容

第1章

遺言文言の趣旨が争われたもの

1 趣旨が不明確な記載

- 「一切の財産は〇〇にゆする」との文言を遺贈の趣旨と解し、養女〇〇に「後を継すことは出来ないから離縁をしたい」の文言を相続人廃除の趣旨と解することが相当であるとされた事例
- 「相続人を選定し〇〇家の再こうをお願いします。」との遺言文言について、相続人にならない者に対し遺産を遺贈する趣旨ではなく、相続人を指定する趣旨であって無効であるとされた事例
- 「私の現在の財産年金の受給権は〇〇にわ一切都是取られないようお願いします」との遺言文言の趣旨は〇〇を推定相続人から廃除する意思を表示したものと解すべきであるとされた事例
- 遺言書の「G FにBの面倒をたのみます私のけん利の土地をゆります」との記載が、G及びFに被相続人A死亡後長女Bの世話をすることを依頼すると共にA所有土地を2分の1ずつの持分割合で死因贈与との趣旨であるとされた事例

- 「金員の全ては3人の子供の養育の為のみに使用して下さい。」「私の自宅は、〇〇の姓を名のり、又〇〇家の血脉を継承する人間のみが入りし、使用して下さい。」「金員の管理は、〇〇家によって行われるものとして下さい」等の遺言文言が、子に財産を遺贈し、母の管理権を奪い、管理人を指定するものと解された事例

- 「土地はXへ」「家は二人で使うように」との文言があり、作成日付の後に「あとのこととは、Xに任せる」「Yのことを面倒みるように」との記載がある遺言について、土地はXに相続されるが、建物はYと両名で使用されることとし、XにYの面倒を見るように託したものと解された事例

- 「吾亡きあと妻及び遺財のことにつき申し残すもの也」「財は妻Xの志忠によりて処分するものなり吾が財は子のものにあらず孫のものにあらず吾と妻のものなるによる也」(第1遺言)「財の処分はXの意志に任せること」(第2遺言)との各遺言文言につき、全ての遺産を妻Xに相続せるとの趣旨と解された事例

2 「相続させる」との文言

- 「建物の存在する土地を4分割し、西から順に4名の相続人に相続させる」との遺言文言について、相続による当然承継を妨げる特段の事情はないとした事例
- 「財産のすべてを相続人〇〇に相続させる」との遺言がされたが、上記相続人〇〇が被相続人よりも先に死亡した場合に遺言の当該部分は失効するとされた事例
- 「財産全部を相続させる」旨の遺言に対し、遺留分減殺請求がされた場合に請求者の相続債務を加算することはできないとした事例

3 「まかせる」との文言

- 「いさんそぞくの指定としきうを〇〇にいたくする」との遺言が相続分の指定

と遺産分割方法の指定を委託した趣旨であると解された事例

- 「〇〇家の財産は全部〇〇にまかせる」との遺言が遺贈とは認められなかった事例
- 「家屋と借地権を自由に裁量処分することを相続人〇〇に委任する」との条項は「相続させる」との趣旨に解すべきであるとされた事例
- 「〇〇名義の物はXにまかせる」との遺言文言が包括遺贈の趣旨ではないとされた事例
- 「全部Xちゃんにおまかせです よろしく整理して下さい」との遺言文言が遺産全部の遺贈と解された事例
- 「財産については私の世話をしてくれた長女のXに全てまかせます」との遺言文言が包括遺贈の趣旨と解された事例
- 「Aは〇〇にすべてまかせる」との遺言が包括遺贈の趣旨であると解された事例
- 「不動産の相続は、夫のX1にすべてまかせます」との遺言文言が当該不動産を夫に相続させる趣旨であると解された事例
- 「預貯金、身の周りの物の整理を〇〇さんにしておまかせします」との遺言文言が預貯金の遺贈の趣旨であるとされた事例

4 条件付きの記載

- 妻に全財産を相続させる旨の遺言が停止条件を付したものとは認められないとした事例
- 遺言者とその妻の同時死亡が遺言の効力発生の停止条件とされており、遺言者が死亡し、妻が生存したことにより、同遺言が無効であるとされた事例
- 内縁の妻に対して財産を遺贈する旨の公正証書遺言について、同遺言が遺言者と内縁の妻との内縁関係の継続を前提又は条件としてなされたものであるとは認められなかった事例
- 「此の家と地上権はD子に上げてください。」という記載は、自宅建物とその敷地の借地権について遺産分割方法を指定したものであると解釈された事例
- 不動産及び預託財産以外の「一切の財産」とは少額の財産を意味するとされたほか、葬儀費用の負担者について判断された事例
- 「右各金融機関における遺言者名義の金融債権及び有価証券の全部」に遺言者所有の株式が含まれないと解された事例
- 遺言書作成時の事情及び遺言者の置かれていた状況を考慮してもなお「物品(金その他)すべて一切」の意味を確定し難い本件では、その文言の通常の意義に従って解釈することが相当であるとされた事例
- 遺言書本文が封入された封筒の裏面記載の「〇私がBより先に死亡した場合の遺言書」との記載も遺言の内容に含まれ、遺言が被相続人が死亡した際にBが生存していることを停止条件とするものであるとされた事例

5 遺言の抵触

- 終生扶養を受けることを前提として養子縁組したうえその所有する不動産の大半を養子に遺贈する旨の遺言をした者が、その後、協議離縁した場合には、上記遺贈は後の協議離縁と抵触するものとして民法1023条2項の規定により取り消されたものとみなさざるを得ないとされた事例
- 「動産」は、不動産以外の有体物のみならず、金融機関に預け入れた有価証券等や預貯金も示すと解釈された事例
- 高齢の夫がその妻に遺産をすべて譲るとの遺言を作成した後、妻の死後、土地家の処分代金を子供らに一定の割合で与えた旨の遺言を作成した場合、右二通の遺言の内容に抵触がないとされた事例
- 「次弟を継承する者が受次ぐこと」との遺言文言について、家業を営んでいた被相続人の長男が相続する意味であると解された事例
- 相続させる旨の公正証書遺言とその後に作成した自筆証書遺言の内容に抵触はなく、両遺言は一体となって遺産全体についての処分が定められたものと解された事例
- 遺言の一部がそれと抵触する後の遺言により取り消されているからその限度で無効となるとされた事例

れる旨の遺言を作成した場合、右二通の遺言の内容に抵触がないとされた事例

- 遺言は香港における財産のみを対象とし、「私の遺産に関する私の債務」に日本における債務は含まれないと解釈された事例
- 不記載・誤記

- 遺言書に、「土地」、「建物」、「定期預金」、「株券」は記載されているものの、「普通預金」、「投資信託」、「国債」、「出資金」、「現金」、「動産」という記載がない場合に、相続財産すべての遺贈が認められた事例

- Xに旧建物を取得させた遺言について、遺言作成後に旧建物が取り壊され、同敷地上に新建物が建築され、所有権保存登記が経由された場合、遺言書に記載のない新建物についても、Xに単独で相続させる趣旨であると解釈された事例

- 「遺言者が有する一切の財産を甲山Y男(生年月日、住所記載)に包括遺贈する。甲山Y男を遺言執行者に指定する。」との遺言において、「甲山Y男」が甲山Y夫であることを認めた事例

- 「本件区分所有建物をYに相続させる」との遺言には、同建物の敷地利用権を付与するとの意思表示が含まれていると解された事例

- 遺言書に明示的な記載のない遺産につき、遺言の対象となっていないものと解された事例

- 遺言書には株式についてXに相続させる旨の記載があるが、投資信託についての記載がない場合に、投資信託についてもXに相続させる意思であったと解せなかつた事例

- 遺産中の積極財産の大半を取得するXに、相続税の負担を除き、遺言者の債務を全額負担させる趣旨であったと解釈された事例

- 遺言中には、法定相続分に応じて法定相続人らに相続させる趣旨の文言がないことなどから、遺産中の不動産について、遺産分割前の遺産共有の状態にあると解された事例

- 本件遺言書における本件記載⑦は、本件記載①ないし⑥に記載がされなかった東京都内に所在する不動産を包括的に長女X1に取得させる意思を表示したものと読みことが被相続人Aの真意に合致すると解釈するとともに、本件記載⑥につき、Aの夫が死亡している現在においては、第2物件目録記載に係る不動産を長女の子X2に取得させるものとして解釈することが相当であるとした事例

3 実態と相違のある記載

- 第1遺言、第2遺言と異なる内容の遺言(第3遺言)がされたが、同遺言は、被相続人の心情を記載したものであり、遺言の趣旨ではないと解された事例
- 「駐車場に使用中の場所を相続するものとする」との遺言の対象が駐輪場として使用されていた土地を含むと解釈された事例

4 特定財産の帰属先をめぐる記載

- 「法定に定められたる相続人」との文言について、法定相続人ではなく、実子ではないが嫡出子として出生届の出されている戸籍上唯一の相続人を指す余地があるとされた事例

- 次弟を継承する者が受次ぐこと」との遺言文言について、家業を営んでいた被相続人の長男が相続する意味であると解された事例

- 財産を相続人でないFに遺贈するとの遺言について、Fが遺言者と同時に死亡した場合についても、遺言者は、相続人のXには自己の財産を一切相続により取得させない意思を表示したものと解された事例

- 「遺産の全部を二男Yまたは妻Bが相続する」との遺言について、Bが遺言者よりも先に死亡した場合は、Bに対して指定した相続分をYの相続分に加えるとの趣旨であると解された事例

- 「遺言者が有する一切の財産を甲山Y男(生年月日、住所記載)に包括遺贈する。甲山Y男を遺言執行者に指定する。」との遺言において、「甲山Y男」が甲山Y夫であることを認めた事例

5 相続分・遺贈割合の指定に関する記載が争われたもの

1 分割方法が不明確な記載

- 「Xに遺贈する」「〇〇の不動産は、材木店経営中は一応其儘して」「X死亡後は、Y1、Y2、……に2、2、……の割合で権利分割所有す。但し、右の者らが死亡したときは、その相続人が権利を継承す」などの遺言文言が、Xに対する負担付遺贈、X死亡を停止条件とするYらに対する所有権移転の趣旨などと解する余地があるとされた事例

- 「右以外一切の財産は〇〇に譲渡する。」との遺言が、特定財産を取得させる趣旨であって、遺産分割方法の指定であり、遺贈に関する民法994条1項及び995条1項の規定は適用されないと解された事例

- 「〇〇の土地は●●の相続とする」「△△の土地について▲▲に相続させて下さい」との遺言が遺産分割方法の指定と解され、特段の事情のない限り遺贈と解すべきではないとされた事例

- 「相続させる」との記載のない遺言につき、遺言の文言や被相続人の置かれていた事情から、「相続させる」遺言と解釈することができないとされた事例

- 「分けて下さい」との記載のある遺言につき、遺言の文言や被相続人の置かれていた事情から、「相続させる」遺言と解釈することができるとされた事例

- 「相続させない」旨の遺言につき、当該相続させないとされた者が被相続人より先に死亡した場合、その者の代襲相続人に相続させない趣旨を含むものではないとされた事例

6 会社従業員が退職金を遺贈する旨の遺言をした場合につき、同人は、死亡退職金につき、会社の退職金規定に基づき、労働基準法施行規則43条2項にいう受取人の指定をしたものと認められた事例

- 受遺者の選定を遺言執行者に委託する旨の遺言が有効であるとされた事例

- 遺言による生命保険金受取人の変更は、遺言者の死亡と同時に効力を生じ、遺言のどおりに死亡保険金の受取人が変更されるものと認めるのが相当であるとされた事例

- 遺産の全部を「相続させる」趣旨の遺言につき、これが第三者への遺贈又は贈与であるとの主張が排斥された事例

- 遺言書に「土地はXへ」「家は二人で使うように」と記載されていた場合に、被相続人が他の共同相続人に生前、自宅購入資金を渡していたことを考慮して、当該土地を共同相続人の1人へ相続させるが、建物は共同相続人2人で使用されることにしてその公平を図ったものと理解するのが相当であるとされた事例

●内容を一部変更することができますので、ご了承ください。

索引

○判例年次索引